

## フランス親権法

### 1 親権規定の所在

フランス民法典第1編「人」第9章「親権」(371条～387条)

#### \* 親権規定の変遷 (主要改正)

- ① 1804年 (ナポレオン法典)
- ② 1970年6月4日の法律による改正
- ③ 1987年7月22日の法律による改正
- ④ 1993年1月8日の法律による改正
- ⑤ 2002年3月4日の法律による改正

#### \* 関連法

- ① 刑罰典 (Code pénal) 227条の1以下
- ② 社会保障法典 (Code de la sécurité sociale) L 2132条の2、3111条の2など
- ③ 公衆衛生法典 (Code de la santé publique) L 1111条の4など
- ④ 民事訴訟法典 (Code de procédure civile) 1210条の4、1070条など

### 2 親権の概念

(1) 1970年6月4日の法律は、ナポレオン法典原始規定より用いられてきた「父権」(puissance paternelle) という用語を「親の権威」(autorité parentale) に変更し、男女(父母) 平等を実現するとともに、子の利益保護をより進めた [本稿では、「親の権威」を「親権」と表記する]。

(2) 親権とは、「未成年の子の育成を確実にするためにその父母に授けられる権利・義務の総体」である [なお、フランスでは、成年年齢は満18歳である (414条)]。

この定義が示すように、親権には第1に、それが権利と義務の総体、すなわち一種の「職務」(fonction) であるという性質がある (⇒371条の1) [⇒を付した条文については条文訳を後掲した一以下同じ]。父母に認められる種々の権利は、同時に彼らに課せられる義務でもある。

第2に、親権は「父母に固有の」職務である。親権は父母のみに帰属し、父母は親権の取上げ (378条以下) の場合にしかそれを失わない。父母が子の育成・保護を保障する第一義的使命を与えられているのである。

第3に、親権は「子の利益」のための職務であり、父母の権利義務はそのために行使されなければならない。親権の最重要な性質である。

さらに、第4の性質として、親権が「公序」(ordre public) にかかわる職務であることが指摘される。父母は、法律によって厳格に規定される場合を除いて、親権を放棄または

譲渡することができない（376条）。しかし近年、父母間の合意の役割が強化される傾向も看取される（⇒373条の2の7、373条の2の10など）。

### 3 親権の内容

#### （1）子の身上に関する権利義務

①父母は、子の居所を指定する権利（居所指定権）を有する。したがって、子は父母の許可なしに家族の家（*maison familiale*）を去ることができない（⇒371条の3）。

②子の身上に関する親権の内容として、子の「保護」と「教育」が挙げられる（⇒371条の1・2項）。2002年改正法までは、「監督」（*surveillance*）の権利・義務が親権の内容の一つとして規定され、子が第三者といかなる関係をもつかを決定し、その交際・交渉を監督する権利・義務と理解されていた。2002年改正法はこの「監督」たる文言を消滅させたが、改正後もこのような権利・義務が子の「保護」のために親権の内容とされていることは否定できない。子の健康の保護のために、治療を決定・選択し、手術に同意する権利・義務も親権の一内容である。子の教育も親権の重要な内容の一つであり、父母は子の学校の形態（たとえば公立学校か私立学校か）を選択し、公民（市民）教育の内容を決定し、宗教を選択する権利を有する。

③両親は、親権を行使するかぎり、同居する未成年の子によって惹起された損害について連帯して責任を負う（1384条4項）。

#### （2）子の財産に関する権利義務

①法定管理（権）（*administration légale*）（382条、383条）

②法定収益（権）（*jouissance légale*）（382条～387条）

### 4 親権の帰属と行使

（1）親権は、父母に帰属する（⇒371条の1・2項）。

（2）共同行使の原則とその例外

親権は、父母の婚姻中はもとより離婚後も婚外子の場合も、父母によって共同行使されるのが原則である（⇒372条1項）。もっとも、①（父母の一方についてすでに親子関係が確立されているが）2番目の親については子の出生から1年を超えてから親子関係が確立された場合、②2番目の親に関して親子関係が任意認知ではなく裁判によって宣言された場合には、1番目の（先に親子関係が確立された）親が単独で親権を行使する（⇒372条2項）。しかし、これらの場合であっても、父母が共同の申述をすることによって、または家族事件裁判官の決定によって、親権は共同で行使されうる（⇒372条3項）。

なお、養子の親権については、第8章「養親子関係」で規定される（単純養子については⇒365条、完全養子については、子を養子にしたのが夫婦である場合には夫婦が親権を共同で行使する—358条参照）。

上記①②のほか、父母の一方が死亡した場合（⇒373条の1）、無能力（*incapacité*）、

不在 (absence) などによってその意思を表明できない場合 (⇒373条) なども他方による単独行使となる。

父母が離別したときには、子の利益がそれを命じる場合に、裁判官は、父母の一方に親権の行使を委ねることができる (⇒373条の2の1・1項)。

(3) 親権が共同行使される場合には、すべての決定は父母の合意が前提となる。したがって、父母のそれぞれは、親権に関する行為を行うためには、他方の同意を求めなければならない。しかし、子の身上に関する「日常的行為」(acte usuel) については、父母の一方によって行われても、善意の第三者に対しては他方と一致して行為するものと推定される (⇒372条の2)。「日常的」ではない行為について父母間で合意ができない場合には、父母のそれぞれは、家族事件裁判官に紛争の解決を求めることができる。

## 5 両親が離別する場合

(1) 親権は父母によって共同行使されるのが原則である (⇒372条1項) が、父母が離婚、別居 (法的別居、事実上の別居を問わない) しても親権の行使に影響を及ぼさない (⇒373条の2・1項)。

(2) 両親が離別しても、父母のそれぞれは子との身上の関係 (relations personnelles) を維持するとともに、他方の親と子との関係を尊重しなければならない (⇒373条の2・2項)。

(3) 父母が離別しても親権を共同で行使するのが原則であるが、父母が別々に生活することになるため、子の居所を決定する必要がある。子の居所については、両親のそれぞれの住所に交替で定められるか、または両親の一方の住所に定められる (⇒373条の2の9・1項)。父母が約定によってこれらのいずれかを合意することも (その約定の認可を受けるため家族事件裁判官に申し立てることができる⇒373条の2の7)、(父母一方または検察官の申し立てによって) 裁判官がこれらの一方を選択することも (⇒373条の2の8) 可能である。

(4) 1987年の親権法改正までは、父母が離婚する場合には、親権は裁判所が子の「監護」(garde) を委ねたそれらの方によって行使されると規定されていた (旧373条の2・1項)。しかし、この「監護」という用語は、1987年法によって廃止された。同法では、離婚後に通常子と一緒に暮らす父母の一方は、「子が通常の居所 (résidence habituelle) を有するところの親」と表現された。さらに2002年法によって、この表現も廃止され、日本法でいうところの「監護 (権)」の所在は、「親権の行使の態様」という表現のなかに含まれるに至っている (子の居所については⇒373条の2の9)。

(5) 両親が離別する場合は親権の共同行使が原則であるが、例外として、子の利益がそれを命じる場合 (たとえば、両親の一方の重大な精神障害、アルコール中毒、子に対する暴力などによって、子が肉体的にまたは精神的に危険な状況に置かれることになる場合) には、裁判官は、両親の一方に親権の行使を委ねることができる (⇒373条の2の1・

1項)。なお、親権が父母の一方によって単独で行使される場合であっても、他方は、訪問・宿泊の権利 (*droit de visite et d'hébergement*) の行使を奪われない (⇒373条の2の1・2項)。もっとも、重大な理由 (暴力、子の受入れ態勢が劣悪なことなど) によってそれが奪われることもある。また、親権を行使しない父母の一方は、他方による養育・教育を監督する (*surveiller*) 権利・義務を保持する。さらには、親権を行使しない父母の一方には、子の生活に関する重大な選択が通知されなければならない (⇒373条の2の1・5項)。

## 6 家族事件裁判官の関与

(1) 子の両親は、親権の行使の態様や子の養育費の分担を決定する約定 (*convention*) を締結し、家族事件裁判官の認可を受けることができる (⇒373条の2の7)。このような父母の約定の重視は、当事者自らの意思による解決が他から強制されるそれよりも当事者によって尊重されやすいことが根拠となっている。家族法の契約化の一例である。認可された約定は、常に修正・補完されうる (⇒373条の2の13)。

(2) 裁判官は、また、両親の一方または検察官の申立てによって、親権の行使の態様および子の養育費の分担について裁判することができる (⇒373条の2の8)。

(3) 親権の行使の態様について裁判する場合に、裁判官はとくに子の利益に配慮しなければならないが (⇒373条の2の6・1項)、その際に裁判官は種々の要素 (⇒373条の2の11) を考慮しなければならない。

## 7 第三者の関与

(1) 2002年法は、第373条の3～374条の2に「第三者の介入」と表題をつけられたパラグラフを新設し、子が第三者に委ねられる場合について規定する。

(2) たとえば、離婚によって母が単独親権を行使することになった後、母が死亡した場合には、父が親権を全面的に行使することになる (⇒373条の3・1項)。しかし、このような親権行使の他方親への自動的帰属は、場合によっては子にとって危険となりうることがあるため、裁判官は、血族を優先して選択される父母以外の第三者 (たとえば祖父母) に子を委ねることができる (⇒373条の3・2項)。

(3) 両親が生存中でも、裁判官が、前もって、親権を行使する父母の一方が死亡した場合に、子を他方ではなく第三者に仮に委ねることを決定することも可能である (⇒373条の3・3項)。

(4) 子が第三者に委ねられた場合における、第三者および父母の権利・義務などについては⇒373条の4

## 8 転居・国外への移動

(1) 両親が離別しても、父母のそれぞれは子との身上の関係を維持するとともに、他方の親と子との関係を尊重しなければならない (⇒373条の2・2項)。そのため、父母の

それぞれに居所の変化についての情報を他方に提供する義務が課せられる（⇒373条の2・3項）。たとえば、離婚後子と住居を共にしている父母の一方が、他方に知らせず子とともにその居所を移動させることになれば、他方と子との関係の維持が困難になることは明らかである。不一致の場合には、裁判官が介入し（転居を禁止することはできない）、子の居所の形態、訪問・宿泊権の内容を変更することができる。なお、転居を通知しない行為についての刑罰については、刑法典227条の6参照（子の引渡しの拒否が刑事罰の対象であることについては、刑法典227条の5参照）。

（2）子の国際的奪取に対応するために、2002年法は、裁判官が「両親の許可なくしてフランスの領土の外へ子を連れ出すことの禁止を親のパスポートに記載することを命じることができる」（373条の2の6・3項）と規定した〔なお、この規定は2010年7月9日の法律第769号によって改正された⇒現行373条の2の6・3項は後掲〕。

関連条文

フランス民法典第1編「人」第9章「親権」

第1節 子の身上に関する親権

第371条の1 (2002年3月4日の法律第305号) ① 親権は、子の利益を目的とする権利及び義務の総体である。

② 親権は、子の人格に対して払われる敬意のなかで、子をその安全、その健康及びその精神において保護するために、その教育を保障しかつその発達を可能にするために、子の成年又は未成年解放まで父母に属する。

③ 両親は、子の年齢及び成熟度に応じて、子に関する決定に子を参加させる。

Art.371-1 L'autorité parentale est un ensemble de droits et de devoirs ayant pour finalité l'intérêt de l'enfant.

Elle appartient aux père et mère jusqu'à la majorité ou l'émancipation de l'enfant pour le protéger dans sa sécurité, sa santé et sa moralité, pour assurer son éducation et permettre son développement, dans le respect dû à sa personne.

Les parents associent l'enfant aux décisions qui le concernent, selon son âge et son degré de maturité.

第371条の3 子は、父母の許可なしに家族の家を去ることができない。子は、法律が定める必要な場合においてのみ、その家から引き離されうる。

Art.371-3 L'enfant ne peut, sans permission des père et mère, quitter la maison familiale et il ne peut en être retiré que dans les cas de nécessité que détermine la loi.

第1款 親権の行使

§1 一般原則

第372条 (2002年3月4日の法律第305号) ① 父母は、共同で親権を行使する。

② ただし、父母のうち的一方に関する親子関係が、すでに他方に関して親子関係が確立された子の出生から1年を超えて確立されたときには、この他方のみが依然として親権の行使を有する。子の二番目の親に関して親子関係が裁判によって宣言されたときも同様である。

③ それにもかかわらず、親権は、大審裁判所の主任書記の面前での父及び母の共同の申述の場合、又は家族事件裁判官の決定に基づき、共同で行使される。

Art.372 Les père et mère exercent en commun l'autorité parentale.

Toutefois, lorsque la filiation est établie à l'égard de l'un d'entre eux plus d'un an après la naissance d'un enfant dont la filiation est déjà établie à l'égard de l'autre, celui-ci reste seul investi de l'exercice de l'autorité parentale. Il en est de même lorsque la filiation est judiciairement déclarée à l'égard du second parent de l'enfant.

L'autorité parentale pourra néanmoins être exercée en commun en cas de déclaration conjointe des père et mère devant le greffier en chef du tribunal de grande instance ou sur décision du juge aux affaires familiales.

第372条の2 善意の第三者に対しては、(1993年1月8日の法律第22号)《両親》の各々は、単独で子の身上に関して親権の日常的行為を行うときも、他方と一致して行為するものと推定される。

Art.372-2 A l'égard des tiers de bonne foi, chacun des parents est réputé agir avec l'accord de l'autre, quand il fait seul un acte usuel de l'autorité parentale relativement à la personne de l'enfant.

第373条 (2002年3月4日の法律第305号) その無能力、不在又はその他のすべての事由によってその意思を表明することができない父又は母は、親権の行使を奪われる。

Art.373 Est privé de l'exercice de l'autorité parentale le père ou la mère qui est hors d'état de manifester sa volonté, en raison de son incapacité, de son absence ou de toute autre cause.

第373条の1 (2002年3月4日の法律第305号) 父母の一方が死亡し、又は親権の行使を奪われている場合には、他方が単独で親権を行使する。

Art.373-1 Si l'un des père et mère décède ou se trouve privé de l'exercice de l'autorité parentale, l'autre exerce seul cette autorité.

## § 2 離別した両親による親権の行使

第373条の2 ①両親の離別は、親権の行使の帰属の規則に影響を及ぼさない。  
②父母の各々は、子との身上の関係を維持し、他の親と子との関係を尊重しなければならない。  
③両親の一方の居所のあらゆる変化は、それが親権の行使の態様を変更する限り、他方の親の前もってのかつ適切な時における情報の対象とならなければならない。不一致の場合は、親の一方は家族事件裁判官に申し立てることができる。家族事件裁判官は、子の利益が要求することに従って裁判する。裁判官は、移動の費用を配分し、結果に応じ

て子の養育及び教育の分担額を調整する。

Art.373-2 La séparation des parents est sans incidence sur les règles de dévolution de l'exercice de l'autorité parentale.

Chacun des père et mère doit maintenir des relations personnelles avec l'enfant et respecter les liens de celui-ci avec l'autre parent.

Tout changement de résidence de l'un des parents, dès lors qu'il modifie les modalités d'exercice de l'autorité parentale, doit faire l'objet d'une information préalable et en temps utile de l'autre parent. En cas de désaccord, le parent le plus diligent saisit le juge aux affaires familiales qui statue selon ce qu'exige l'intérêt de l'enfant. Le juge répartit les frais de déplacement et ajuste en conséquence le montant de la contribution à l'entretien et à l'éducation de l'enfant.

第373条の2の1 ①子の利益がそれを命じる場合には、裁判官は、両親の一方に親権の行使を委ねることができる。

②訪問及び宿泊の権利の行使は、重大な理由による場合を除いて、他方の親に拒否されない。

③（2007年3月5日の法律第293号、2010年7月9日の法律第769号）《子の利益に従って、親権の行使を有しない親と子との関係の継続性及び実効性がそれを要求するときには、家族事件裁判官は、このために指定される面会の場所において訪問の権利を組織することができる。》

④（2010年7月9日の法律第769号）《子の利益がそれを命じるとき、又は他方の親への子の直接の引渡しに両親の一方にとって危険を示すときには、裁判官は、必要な保証がなされるように引渡しの態様を組織する。裁判官は、引渡しに裁判官の指定する面会の場所において、又は信頼できる第三者若しくは資格を有する法人の代理人の援助をもって行われることを定めることができる。》

⑤《親権の行使を有しない》親は、子の養育及び教育を監督する権利及び義務を保持する。その者は、子の生活に関する重大な選択を通知しなければならない。その者は、第371条の2に従ってその者に課せられた義務を尊重しなければならない。

Art.373-2-1 Si l'intérêt de l'enfant le commande, le juge peut confier l'exercice de l'autorité parentale à l'un des deux parents.

L'exercice du droit de visite et d'hébergement ne peut être refusé à l'autre parent que pour des motifs graves.

Lorsque, conformément à l'intérêt de l'enfant, la continuité et l'effectivité des liens de l'enfant avec le parent qui n'a pas l'exercice de l'autorité parentale l'exigent, le juge aux affaires familiales peut organiser le droit de visite dans un espace de rencontre désigné à cet effet.



Lorsque l'intérêt de l'enfant le commande ou lorsque la remise direct de l'enfant à l'autre parent présente un danger pour l'un d'eux, le juge en organise les modalités pour qu'elle présente toutes les garanties nécessaires. Il peut prévoir qu'elle s'effectue dans un espace de rencontre qu'il désigne, ou avec l'assistance d'un tiers de confiance ou du représentant d'une personne morale qualifiée.

Le parent qui n'a pas l'exercice de l'autorité parentale conserve le droit et le devoir de surveiller l'entretien et l'éducation de l'enfant. Il doit être informé des choix importants relatifs à la vie de ce dernier. Il doit respecter l'obligation qui lui incombe en vertu de l'article 371-2.

### § 3 家族事件裁判官の関与

第373条の2の6 ①家族事件について授権された大審裁判所の裁判官は、未成年子の利益の保護にとくに配慮して、本節の範囲において裁判官に委ねられる問題を規律する。

②裁判官は、子とその両親の各々との関係の維持の継続及び有効性を保障することを許す措置をとることができる。

③（2010年7月9日の法律第769号）《裁判官は、とくに両親の許可なくしてフランスの領土の外へ子を連れ出すことの禁止を命じることができる。この両親の許可のない領土の外への連出しの禁止は、共和国検事によって検索される個人情報ファイルに記載される。》

Art.373-2-6 Le juge du tribunal de grande instance délégué aux affaires familiales règle les questions qui lui sont soumises dans le cadre du présent chapitre en veillant spécialement à la sauvegarde des intérêts des enfants mineurs.

Le juge peut prendre les mesures permettant de garantir la continuité et l'effectivité du maintien des liens de l'enfant avec chacun de ses parents.

Il peut notamment ordonner l'interdiction de sortie de l'enfant du territoire français sans l'autorisation des deux parents. Cette interdiction de sortie du territoire sans l'autorisation des deux parents est inscrite au fichier des personnes recherchées par le procureur de la République.

第373条の2の7 ①両親は、その者がそれによって親権の行使の態様を組織し、かつ子の養育及び教育についての分担を決定する約定（convention）の認可を受けるために、家族事件裁判官に申し立てることができる。

②裁判官は、その約定を認可する。裁判官がその約定が子の利益を十分に保護しないこと、又は両親の同意が自由に与えられなかったことを確認する場合は、その限りでない。

Art.373-2-7 Les parents peuvent saisir le juge aux affaires familiales afin de faire homologuer la convention par laquelle ils organisent les modalités d'exercice de l'autorité parentale et fixent la contribution à l'entretien et à l'éducation de l'enfant.

Le juge homologue la convention sauf s'il constate qu'elle ne préserve pas suffisamment l'intérêt de l'enfant ou que le consentement des parents n'a pas été donné librement.

第373条の2の8 裁判官は、同様に、親権の行使の態様に関して、さらには子の養育及び教育についての分担に関して裁判するために、両親の一方、又は血族あるいは血族ではない第三者によって申し立てられうる検察官によって、申し立てられうる。

Art.373-2-8 Le juge peut également être saisi par l'un des parents ou le ministère public, qui peut lui-même être saisi par un tiers, parent ou non, à l'effet de statuer sur les modalités d'exercice de l'autorité parentale et sur la contribution à l'entretien et à l'éducation de l'enfant.

第373条の2の9 ①子の居所は、前二条を適用して、両親の各々の住所に交替で又は両親の一方の住所に定められうる。

②両親の一方の請求に基づき、又は子の居所の形態について両親間に不一致がある場合には、裁判官は、暫定的に交替の居所を命じることができる。裁判官は、その期間を決定する。この期間の終了時に、裁判官は、子の居所について、両親の各々の住所での交替か、それとも両親の一方の住所かを最終的に裁判する。

③（2007年3月5日の法律第293号）《子の居所が両親の一方の住所に定められるときは、家族事件裁判官は、他方の親の訪問権の態様について裁判する。この訪問権は、子の利益がそれを命じるときには、裁判官によって指定される面会の場所において行使されうる。》

④（2010年7月9日の法律第769号）《子の利益がそれを命じるとき、又は他方の親への子の直接の引渡しに両親の一方にとって危険を示すときには、裁判官は、必要な保証がなされるように引渡しの態様を組織する。裁判官は、引渡しに裁判官の指定する面会の場所において、又は信頼できる第三者若しくは資格を有する法人の代理人の援助をもって行われることを定めることができる。》

Art.373-2-9 En application des deux articles précédents, la résidence de l'enfant peut être fixée en alternance au domicile de chacun des parents ou au domicile de l'un d'eux.

A la demande de l'un des parents ou en cas de désaccord entre eux sur le mode de résidence de l'enfant, le juge peut ordonner à titre provisoire une résidence en

alternance dont il détermine la durée. Au terme de celle-ci, le juge statue définitivement sur la résidence de l'enfant en alternance au domicile de chacun des parents ou au domicile de l'un d'eux.

Lorsque la résidence de l'enfant est fixée au domicile de l'un des parents, le juge aux affaires familiales statue sur les modalités du droit de visite de l'autre parent. Ce droit de visite, lorsque l'intérêt de l'enfant le commande, peut être exercé dans un espace de rencontre désigné par le juge.

Lorsque l'intérêt de l'enfant le commande, ou lorsque la remise directe de l'enfant à l'autre parent présente un danger pour l'un d'eux, le juge en organise les modalités pour qu'elle présente toutes les garanties nécessaires. Il peut prévoir qu'elle s'effectue dans un espace de rencontre qu'il désigne, ou avec l'assistance d'un tiers de confiance ou du représentant d'une personne morale qualifiée.

第373条の2の11 裁判官は、親権の行使の態様について言い渡すときには、（次の事柄を）とくに考慮する。

- 一 両親が以前に従っていた慣行、又は両親が以前に締結しえた協定。
- 二 第388条の1に規定される条件のもとに、未成年子によって表明された感情。
- 三 両親の各々の、その義務を引き受け、又は他方の権利を尊重するについての適性。
- 四 とくに子の年齢を考慮して、場合によっては実行される鑑定の結果。
- 五 第373条の2の12に規定される、場合によっては可能性のある社会的調査及び反対調査において収集された情報。

（2010年7月9日の法律第769号）《六 両親の一方によって他方の人格に行使される、肉体的又は精神的性質をもつ圧力又は暴力。》

Art.373-2-11 Lorsqu'il se prononce sur les modalités d'exercice de l'autorité parentale, le juge prend notamment en considération:

1 La pratique que les parents avaient précédemment suivie ou les accords qu'ils avaient pu antérieurement conclure;

2 Les sentiments exprimés par l'enfant mineur dans les conditions prévues à l'article 388-1;

3 L'aptitude de chacun des parents à assumer ses devoirs et respecter les droits de l'autre;

4 Le résultat des expertises éventuellement effectuées, tenant compte notamment de l'âge de l'enfant;

5 Les renseignements qui ont été recueillis dans les éventuelles enquêtes et contre-enquêtes sociales prévues à l'article 373-2-12.

6 Les pressions ou violences, à caractère physique ou psychologique, exercées par

l'un des parents sur la personne de l'autre.

第373条の2の13 親権の行使に関する決定と同様、認可された約定に含まれる条項は、両親若しくはその一方、又は血族あるいは血族ではない第三者によって申し立てられうる検察官の請求に基づき、いつでも裁判官によって修正又は補完されうる。

Art.373-2-13 Les dispositions contenues dans la convention homologuée ainsi que les décisions relatives à l'exercice de l'autorité parentale peuvent être modifiées ou complétées à tout moment par le juge, à la demande des ou d'un parent ou du ministère public, qui peut lui-même être saisi par un tiers, parent ou non.

#### § 4 第三者の関与

第373条の3 ①(2002年3月4日の法律第305号)《両親の離別》は、(1987年7月22日の法律第570号)親権を行使することのできる状態にある父母の一方が、その者に対して言い渡された判決の効力によって親権の属性の一部の行使を奪われたときでも、第373条の1に規定される帰属を妨げない。

②(2002年3月4日の法律第305号)《裁判官は、例外的にかつ子の利益がそれを要求する場合に、とくに両親の一方が親権の行使を奪われているときには、子の血族を優先して選択される第三者に子を委ねることを決定することができる。裁判官は、第373条の2の8及び第373条の2の11に従って申し立てられ、裁判する。》

③例外的事情がある場合には、(2002年3月4日の法律第305号)《両親の離別》の後に親権の行使の態様について裁判する(1993年1月8日の法律第22号)《家族事件裁判官》は、両親の生存中でも、親権を行使する両親の一方が死亡した場合に子が生存者に委ねられないよう決定することができる。この場合には、裁判官は、子が仮に委ねられる者を指定することができる。

④2002年3月4日の法律第305号により削除

Art.373-3 La séparation des parents ne fait pas obstacle à la dévolution prévue à l'article 373-1, lors même que celui des père et mère qui demeure en état d'exercer l'autorité parentale aurait été privé de l'exercice de certains des attributs de cette autorité par l'effet du jugement prononcé contre lui.

Le juge peut, à titre exceptionnel et si l'intérêt de l'enfant l'exige, notamment lorsqu'un des parents est privé de l'exercice de l'autorité parentale, décider de confier l'enfant à un tiers, choisi de préférence dans sa parenté. Il est saisi et statue conformément aux articles 373-2-8 et 373-2-11.

Dans des circonstances exceptionnelles, le juge aux affaires familiales qui statue sur les modalités de l'exercice de l'autorité parentale après séparation des parents peut décider, du vivant même des parents, qu'en cas de décès de celui d'entre eux qui

exerce cette autorité, l'enfant n'est pas confié au survivant. Il peut, dans ce cas, désigner la personne à laquelle l'enfant est provisoirement confié.

第373条の4 (1987年7月22日の法律第570号) ①子が第三者に委ねられたときは、親権は引き続き父母にとって行使される。ただし、子が委ねられた者は、その監督及び教育に関するすべての日常的行為を遂行する。

②(1993年1月8日の法律第22号)《家族事件裁判官》は、子を仮に第三者に委ねて、その者が後見の開始を申請しなければならないことを決定することができる。

Art.373-4 Lorsque l'enfant a été confié à un tiers, l'autorité parentale continue d'être exercée par les père et mère ; toutefois, la personne à qui l'enfant a été confié accomplit tous les actes usuels relatifs à sa surveillance et à son éducation.

Le juge aux affaires familiales, en confiant l'enfant à titre provisoire à un tiers, peut décider qu'il devra requérir l'ouverture d'une tutelle.

第2款 育成扶助—省略—

第3款 親権の委譲—省略—

第4款 親権の全面的又は部分的取上げ—省略—

第2節 子の財産に関する親権—省略—

#### フランス民法典第1編「人」第8章「養親子関係」

第365条 ①養親のみが、養子に関して、養子の婚姻に同意する権利を含み、親権のすべての権利を授けられる。ただし、養親が養子の父又は母の配偶者である場合は、その限りでない。その場合には、養親がその配偶者と競合して親権を有する。(2002年3月4日の法律第305号)《その配偶者は、親権の共同行使を目的として大審裁判所の主任書記の面前で養親と共同の申述をする場合は別として、単独でその行使を保持する。》

②—省略—

③—省略—

Art.365 L'adoptant est seul investi à l'égard de l'adopté de tous les droits d'autorité parentale, inclus celui de consentir au mariage de l'adopté, à moins qu'il ne soit le conjoint du père ou de la mère de l'adopté; dans ce cas, l'adoptant a l'autorité parentale concurremment avec son conjoint, lequel en conserve seul l'exercice, sous réserve d'une déclaration conjointe avec l'adoptant devant le greffier en chef du tribunal de grande instance aux fins d'un exercice en commun de cette autorité.

